

# 介護保険サービスの利用者負担について

## ① 介護保険の利用者負担割合の判定方法について

介護保険の利用者負担割合（1～3割）は、所得に応じて決められます。判定方法は下表のとおりです。

利用者負担割合の判定方法

	利用者負担段階	負担割合 (原則)
(65歳以上の方) 第1号被保険者	市民税非課税の方、生活保護受給者及び旧措置入所者 本人の合計所得金額（※1）が160万円未満	<b>1割</b>
	本人の合計所得金額（※1）が 160万円以上	
	本人の合計所得金額（※1）が 220万円以上	<b>3割</b>
	第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方	

※1 合計所得金額・・・長期・短期譲渡所得がある場合は、特別控除額を控除した額

※2 その他の合計所得金額・・・合計所得金額（※1）から年金所得を控除した額

## ② 介護保険利用者負担割合証について

認定を受けられている被保険者の方に対し、介護サービス利用時の利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付します。

### 【適用期間】

適用期間は、8月1日（新規認定の場合は認定有効開始日）から翌年7月31日までとなっており、毎年、本人及び同一世帯の65歳以上の方の前年の収入状況をもとに以下のとおり負担割合を判定します。

### 【負担割合の変更】

次の場合、負担割合が変更となる場合があります。

- 住民税の所得更正による場合
- 世帯員の転出入等による場合
- 要介護認定等を受けた第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方が65歳に到達した場合